

1 名古屋圏域の整備状況と第4期愛知県介護保険事業支援計画における整備目標

施設種別	平成23年3月末 現在 (a)	第4期計画における整備目標			23年度差引数 (d) = (c) - (a)
		21年度	22年度(b)	23年度(c)	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6,405人 (65施設)	5,699人	5,939人	6,179人	226人
介護老人保健施設	6,342人 (65施設)	5,809人	6,009人	6,209人	133人
介護療養型医療施設	919人 (16施設)	927人	927人	0人	919人
介護専用型特定施設	764人 (12施設)	766人	766人	766人	2人
混合型特定施設	3,141人 (82施設)	3,001人	3,141人	3,211人	70人

2 事前相談票の提出があった整備計画

施設種別	事業者数 施設数	整備希望 定員数(e)	「23年度差引数(d)」 - 「整備希望定員数(e)」 = (f)
介護老人保健施設	2法人 2施設	220人	353人
混合型特定施設	10法人 14施設	589人 (848人)	519人

(注)混合型特定施設の整備希望定員数は整備希望利用定員数で、施設定員()に0.7を乗じた数である。

3 整備目標に対する事前相談の整備計画の調整(案)

(1) 介護老人保健施設

平成23年度の整備目標数は超過しているが、名古屋市が介護老人保健施設を整備する条件を付して市有地の売却を実施したこと、また、名古屋市の「施設・居住系サービスの待機者が高い数値で推移していること、病院から在宅へスムーズに復帰するための中間施設が不足していること、また、国の介護基盤の緊急整備への取組に基づき、第5期計画の整備計画を前倒して整備を行いたい。」とする意見を考慮し、2施設(中村区100人、昭和区120人)の整備を承認することとする。

(2) 混合型特定施設

混合型特定施設については、10法人から14施設、整備希望利用定員589人の整備計画の事前相談があり、今年度の整備目標数70人を超過している。

選定に当たっては、整備枠内において同市区内のバランスの取れた施設配置を図るため、次の選定案のとおり選定する。

なお、選定案中、港区における計画については、名古屋市からの意見書に「住民、企業、行政が連携しながら港まちづくりを進めるための指針である「築地ポータウン計画」地内に当たる。」旨の意見が付されている。

特定施設入居者生活介護事業所選定案

次の～の順に選定する。

バランスのとれた施設配置とするため、区ごとの高齢者人口に対する介護専用型及び混合型特定施設の施設定員の割合(以下「定員率」という。)が低い区における整備計画を優先し、特定施設の種別を問わずに選定する。

同一区に複数の整備計画がある場合は、定員率を早期に充足させるため、今年度の整備目標数の範囲内で施設定員が多い整備計画を優先する。施設定員が同じ場合は、開所予定が早いものを優先する。

及びに基づいて整備計画を選定した後、各区の定員率を再度計算し、再計算後の定員率が低い区における整備計画を次に選定する。こうした再計算による選定を繰り返し、原則として70人に達するまで整備計画を選定する。ただし、優先順位が上位の整備計画を選定した場合に整備目標数を超える場合は、整備目標数以内となる最も優先順位が上位の整備計画を選定する。

選定後に事業者が辞退した場合は、辞退した事業者の整備計画を除いて再度各区の定員率を計算し、定員率が低い区の整備計画を選定する。ただし、からまでの方法により選定した整備計画については、辞退した事業者があった場合の再計算に影響されないものとする。

なお、繰り上げによる選定は、次回の施設整備に係る事前相談の基準日となる平成23年9月30日までに辞退があった場合とする。

名古屋圏域における特定施設の整備状況

区	【選定前】				【選定後】	
	定員数	高齢者人口	定員率	事前相談による施設定員	選定案による整備計画(混合型特定施設)	定員率
港区	197人	31,415人	6.27	116人(2施設)	70人(49人1施設)	8.50
中村区	239人	33,737人	7.08	72人(1施設)		7.08
中川区	378人	46,260人	8.17	132人(3施設)	28人(19人1施設)	8.78
南区	303人	35,080人	8.64			8.64
東区	133人	15,322人	8.68	64人(1施設)		8.68
西区	277人	31,340人	8.84	30人(1施設)		8.84
天白区	272人	28,558人	9.52	175人(2施設)		9.52
熱田区	154人	15,306人	10.06			10.06
瑞穂区	248人	23,909人	10.37			10.37
緑区	442人	42,440人	10.41	70人(1施設)		10.41
守山区	377人	34,637人	10.88			10.88
千種区	416人	34,123人	12.19			12.19
昭和区	318人	22,203人	14.32	89人(2施設)		14.32
名東区	415人	28,354人	14.64			14.64
北区	584人	39,892人	14.64	100人(1施設)		14.64
中区	555人	14,771人	37.57			37.57
計	5,308人	477,347人	11.12	848人(14施設)	98人(68人2施設)	11.33

1 整備率 = 施設定員 / 高齢者人口 × 1000

2 施設定員は平成23年3月31日現在、高齢者人口は平成23年4月1日現在の数値。

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」 （ 抜 粋 ）

（ 目的 ）

第1 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第2第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成14年4月1日）第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

（ 意見聴取及び連絡調整を行う事項 ）

第2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。

ただし、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の転換先の施設等の指定等に関する事項を除く。

- 一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型（法第8条第20項）を除く。）
老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号。）第15条第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項の指定に関する事項
- 二 介護老人保健施設
法第94条第5項の許可に関する事項
- 三 介護療養型医療施設
法第107条第4項の指定に関する事項
- 四 特定施設（地域密着型（法第8条第19項）を除く。）
法第70条第3項及び第4項の指定に関する事項及び法第75条の変更の届出等のうち指定利用定員が増加する届出に関する事項
（以下、略）

（ 既存数の公表 ）

第3 療養病床から転換したものを除く施設等については、高齢福祉課において毎年3月31日と9月30日現在の指定入所定員総数等（以下「既存数」という。）を明らかにした別表を公表する。ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

（ 事前相談 ）

第4 第2の各号に規定する指定等を受けようとする者（以下「設置予定者」という。）は、整備

予定の施設等の概要を記載した事前相談票（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設にあつては様式1及び様式1-1、介護療養型医療施設にあつては様式1及び様式1-2）を当該施設が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）及び福祉相談センター地域福祉課へ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を福祉相談センター地域福祉課に提出するものとする。

- 一 前年度の3月末日の既存数が公表されてから当該年度の5月末日まで
 - 二 当該年度の9月末日の既存数が公表されてから11月末日まで
- 2～3 （略）

（ 意見聴取及び連絡調整の基準 ）

第5 第4第1項に規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の圏域毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。（以下、略）
 - 二 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）/当該市町村の事業計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。
- 三～四 （略）

（ 指定等 ）

第7 第2の各号に規定する指定等にあつては、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果を尊重するものとする。

（ 名古屋圏域における取扱特例 ）

第9 名古屋圏域においては、この要領中「福祉相談センター地域福祉課」とあるものを「高齢福祉課」と読みかえる。

- 2 名古屋圏域においては第4第3項の規定にかかわらず、事務局案の作成及び関係団体・関係機関との調整は高齢福祉課と名古屋市が協力して行う。
- 3 名古屋圏域においては、第5第二号中「市町村」とあるものを「区」に読みかえることができる。

（以下、略）